

2024年1月15日
郡山市市民部
国民健康保険課
課長 二瓶 正仁
TEL：924-2148

医療費のお知らせの
「自己負担相当額」の表記誤りについて

国民健康保険被保険者が属する世帯へ2カ月に一度送付する「医療費のお知らせ」に記載している「自己負担相当額」の表記に誤りがあることが判明しました。

1 判明の経緯

年月日	対応内容
2023年11月20日(月)	担当職員が2023年度4回目送付分「医療費のお知らせ」における記載金額や受診医療機関の確認作業中に自己負担相当額の表記誤りを発見、システムベンダーへ調査を指示
2023年11月21日(火)	2023年度1～4回目送付分についても新型コロナウイルス関連のレセプトデータで金額誤りを把握、システムベンダーへ過去分について遡り調査を依頼
2023年11月30日(木)	システムベンダー及び関係課と協議（1回目） （協議内容：事象、経緯、影響、原因、対策等）
2023年12月7日(木)	システムベンダー及び関係課と協議（2回目） （協議内容：事象、経緯、影響、原因、対策、調査現況等）
2023年12月21日(木)	システムベンダー及び関係課と協議（3回目） （協議内容：事象、経緯、影響、原因、対策、調査現況、対象世帯の把握等）

2 原因

- ・医療費のお知らせを作成している国民健康保険システムにおけるシステムベンダーによる新型コロナウイルス関連医療費の計算処理不備により「自己負担相当額」の表記に誤りが発生。

3 影響の範囲

- ・医療費のお知らせにおける「自己負担相当額」の表示金額のみの誤りであり、実際、医療機関窓口でお支払いいただいている金額は適正であるため、新たに支払いや返還などが発生することはありません。
- ・2020年7月以降に送付した医療費のお知らせの「自己負担相当額」の表記に誤りが存在。
「自己負担相当額」の表記に誤りのある世帯数：合計 99 世帯

4 今後の対応、再発防止策

- ・2020年7月以降に発送した医療費のお知らせで「自己負担相当額」の表記に誤りのあった世帯に対し、2024年2月上旬頃に医療費のお知らせ及び正誤表を再送する。
- ・国民健康保険システムのプログラム改修を行い、再発防止が完了している。
- ・国民健康保険システムの業務委託契約権者として、システムベンダーに対し指導監督を徹底し、再発防止を図る。

5 その他

- ・医療費のお知らせとは、医療機関からの身に覚えのない請求がないか、医療機関の通院状況や医療費等を国民健康保険被保険者に把握、確認いただくことを目的として、年6回送付している通知書である。

2023年度スケジュール		
回数	発送日	主な受診月
1回目	2023年5月下旬	2023年1月
		2023年2月
2回目	2023年7月下旬	2023年3月
		2023年4月
3回目	2023年9月下旬	2023年5月
		2023年6月
4回目	2023年11月下旬	2023年7月
		2023年8月
5回目	2024年1月下旬（予定）	2023年9月
		2023年10月
6回目	2024年3月下旬（予定）	2023年11月
		2023年12月

- ・2018年1月より「医療費のお知らせ」が確定申告(医療費控除申告)に使用可能となったため、「自己負担相当額」を記載することとなった。
- ・確定申告(医療費控除申告)は、申告者自身が医療機関から発行される領収証等と照らし合わせ、実際に負担した金額を申告いただくこととなっている。

三ツ折圧着ハガキ（裏面）

この通知書の目的

このお知らせは、ご自身の医療機関の通院状況と医療費の把握及び医療機関からの身に覚えのない請求がないかの確認をしていただくために、以下のスケジュールに沿って、2か月に1回世帯主宛てに送付しております。

令和5年度スケジュール

回数	発送予定月	主な受診月
1回目	令和5年5月下旬	令和5年1月 令和5年2月
2回目	令和5年7月下旬	令和5年3月 令和5年4月
3回目	令和5年9月下旬	令和5年5月 令和5年6月
4回目	令和5年11月下旬	令和5年7月 令和5年8月
5回目	令和6年1月下旬	令和5年9月 令和5年10月
6回目	令和6年3月下旬	令和5年11月 令和5年12月

◇確定申告の時期（令和6年1月）に送付できるのは、令和5年10月診療分までです。

令和5年11月～12月診療分については、医療機関からの領収証等で対応いただくようになりますので、無くさずに保管してください。
◇郵便事情により、お手元に届くまで7日～10日程度かかる場合がありますのでご了承ください。

この部分から矢印方向にゆっくりはがし中をご注意ください。

この通知書は確定申告に活用できます

◇医療費控除の対象となる支出で、医療費のお知らせに記載されていないものがある場合には、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告に添付していただく必要があります。（この場合、医療費領収書は確定申告期限から5年間保存する必要があります）

◇「自己負担相当額」には、総医療費から計算された自己負担相当額が記載されていますので、「自己負担相当額」と実際にご自身が負担された額が異なる場合（公費負担医療や地方公共団体が実施する医療費助成、療養費、出産育児一時金、高額療養費がある場合など）があります。

こうした場合には、例えば「自己負担相当額」欄に記載の額から公費負担医療の額を差し引くなど、ご自身で訂正して申告していただく必要があります。

◇医療費控除の申告に関することは、郡山税務署（932-2041）へお問合せください。

診療報酬明細書(レセプト)の取扱いについて

◇保険医療機関等からの診療報酬明細書（レセプト）等は、郡山市国民健康保険課において厳正に管理し、加入されている市民の健康保持・増進などの目的の範囲内において活用させていただきます。

【利用目的】

- ・医療機関等への医療費の支払い
- ・加入者の申請による高額療養費などの支払い
- ・医療費分析及び疾病分析
- ・医療費のお知らせ
- ・ジェネリック医薬品のお知らせ
- ・加入者の健康保持増進のための保健事業（郡山市国民健康保険条例等で規定する保健事業等）
- ・データヘルス計画策定・実施
- ・第三者行為に係る損保会社等への求償

この通知書に関するよくある質問

Q1.この通知書に記載されている自己負担相当額と医療機関からの領収書の金額が一致しない。なぜか。

A1.医療機関から発行される領収書は、10円未満を四捨五入しているため、この通知書の金額と完全に一致しない場合があります。

※確定申告には、そのままお使いいただけます。

Q2.確定申告にこの通知書を使用したいが11月・12月診療分はいつ届くのか。

A2.医療機関受診データの関係上、11月・12月診療分については、3月下旬の送付になります。

※詳細は、左記「令和5年度スケジュール」をご確認ください。

Q3.自身の医療費通知は届いたが、母の医療費通知が届かない。（記載されていない。）なぜか。

A3.75歳以上（一部65歳以上）の後期高齢者や職場の健康保険等に加入している方分については、この通知書に記載されていませんので、直接加入している保険者へお問合せ願います。

お薬のもらいすぎは大変危険です。多剤服用の中でも、副作用や薬物有害事象などを引き起こすものを「ポリファーマシー」と呼び問題になっていきます。むやみに薬を飲まざらず、医師の診断と処方信じましょう。また、「お薬手帳」が複数あると、薬の重複や飲み合わせの確認ができません。必ず一冊にまとめましょう。